

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新島はまゆう会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び額)

第3条 役員等に対しては、定款第8条及び第21条の定めに基づき、別表第1のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 禅定に規定する報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 役員等が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を弁償する。
2 費用弁償の額は実費とする。ただし、旅費については、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附則 この規程の一部改正については、平成31年3月27日から施行する。

別表第1（役員等の報酬等）

役職名	業務区分	報酬等の額
評議員	評議員会への出席	1回 3,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	当面の間は無報酬
理事	理事会等会議への出席	1回 3,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	当面の間は無報酬
監事	監事監査等への出席	1回 6,000円
	理事会等会議への出席	1回 3,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	当面の間は無報酬

- ・ 役員等の報酬等について、会議以外の業務に係る支給については、当面の間無報酬としているが、必要が生じた際は別途支給基準を定めるものとする。
- ・ 上記の他、理事長、常勤理事他役員の勤務形態に応じた支給基準についても、必要が生じた際は別途定めるものとする。
- ・ 会議出席に係る交通費については、費用弁償として実費を支給する。